

# 「中小企業の会計」の普及についてのこれまでの取組みと今後の課題について

平成16年11月  
中小企業庁

## ．これまでの取組み状況

### 1．政府・中小企業関連団体における取組み

#### (1) 中小企業庁・中小企業関連団体によるパンフレットの作成・配布

中小企業庁は、「中小企業の会計」に基づく会計処理が自社の経営判断や信力力の強化においてどのようなメリットをもたらすのかを項目ごとに平易に解説したパンフレット「中小企業の会計35問35答」を、平成15年9月に作成し、約38万部を、商工会議所・商工会、全国中小企業団体中央会等の中小企業団体（約13万部）や、税理士会（約19万部）、中小企業診断士（約1万5千部）等を通じて各企業に配布した。また、企業からの個別の請求にも応じて配布した。

平成16年7月には、中小企業政策審議会第9回企業制度部会（平成15年11月）において改定された固定資産の減損会計に係る取扱いと財務分析に関する説明を追加した改訂版パンフレット「中小企業の会計38問38答改訂版」を作成し、約40万部配布することとしている。平成16年11月現在、33万部の配布を完了しているが、その内訳は、商工会議所・商工会等の中小企業団体に約20万部、税理士会に約4万部、各都道府県の中小企業支援センターに約1万8千部、中小企業診断士に約1万6千部となっている。企業からの個別の請求も増してきており、最近では、金融機関や会計事務所が行う中小企業を対象としたセミナーや職員研修で使用する例も増えている。

#### (2) 中小企業経営者等に対する講義・セミナー等の開催

上記パンフレット等を活用しつつ、各関係機関の協力により、中小企業経営者や経営指導員等への「中小企業の会計」に関する講義やセミナー等が開催されている。主なものは以下のとおりである。

##### 中小企業大学校における研修

今年度、独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校において、企業における人材育成をサポートする新たな取組みの一環として、「中小企業の会計」等を題材にしたセミナーを開催している。この、中小企業における会計に関しての意識向上及び会計への取組みの重要性に関する普及啓発を目的とした

「中小企業会計啓発・普及セミナー」は、全国の商工会議所、商工会・都道府県商工会連合会で延べ200回程度開催することとなり、受講目標者数を1万名としている。

また、同校においては、中小企業経営者及び中小企業支援担当者（都道府県や商工会議所等の経営指導員等）等を対象にした「財務・会計」に関する研修を行っている。この研修においても、前年度に引き続き、参考資料又は教材として上記のパンフレットを使用している。平成16年度においては、中小企業者向けの研修として「キャッシュフロー経営のための利益計画・資金計画」、「決算書の読み方」など52コース1,383名、中小企業支援担当者等向けにも同様に51コース1,774名の研修を、実施又は予定している。

#### 商工会議所・商工会等におけるセミナー等の開催

全国の商工会議所・商工会等において、「中小企業の会計」に関し、経営者向けのセミナーや勉強会等が実施されている。また、創業塾（創業・起業予定者に対し、ビジネスプラン作成研修、融資制度及び創業事例の紹介といった実際の創業に役立つノウハウに関する講座）においても、「中小企業の会計」をテーマとした講義が行われている。その他、経営指導員の巡回の際にパンフレットを配布し、また、商工会議所・商工会の窓口にパンフレットを常備する等、「中小企業の会計」の普及に努めている。中小企業投資育成株式会社においても、16年度以降、パンフレットを活用したセミナー等の開催を予定している。

#### （3）税制等制度面での政府の取り組み

平成15年11月にまとめられた中小企業政策審議会企業制度部会報告「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書」（以下「15年報告」という。）においては、中小企業の会計処理が税制等制度面の影響を強く受けていることを指摘し、会計基準と税法の一定の乖離をやむなしとしつつも、現実の実務における負担に鑑みれば、「中小企業の会計」の中で税制に配慮するのみならず、「税制の面においても改善しうる点があるかどうかを検討し、対応していくことが必要である」と指摘している。

これに対応して、平成16年度税制改正において、欠損金額の繰越期間が5年から7年に延長された。近年、企業は不採算部門の整理を含む事業の再構築を積極的に進めることにより企業競争力の維持を図っている。このような積極的な事業再編により多額の欠損金額が発生する状況が生じており、創業や新規事業の立上げに伴い、同様に多額の欠損金額が発生する事例も生じている。こうした状況の下、欠損金額の増大に比して税制上の繰越期間が相対的に短くなっており、期間損益の平準化の観点からも繰越期間の延長が求められていた。当該延長措置により、期間損益の適正配分が可能となったことのみならず、定期的な減価償却への逆インセンティブの改善も図られることとなった。

このような税制の見直しに加え、会社法制においても会計の質の向上に向けた検討が行われている。政府は、平成16年度通常国会への法案提出を目途として、平成14年から法制審議会会社法部会において、会社法制の抜本的な見直しを行っている。当該見直しの中では、「会計参与制度」の導入が検討されている。「会計参与制度」とは、株式会社における新たな内部機関である「会計参与」が、取締役と共同して計算書類の作成・説明・保管及び開示責任を負うもので、「会計参与」には税理士（税理士法人を含む）又は公認会計士（監査法人を含む）であることが資格要件とされている。即ち、会計専門家が会社の内部機関として計算書類の作成責任を公的に負うことにより、主に中小企業が作成する計算書類の質を担保するとともに、対外的信頼性を向上しようとする試みである。これは、「コスト的に中小企業にも利用可能であり、かつ、債権者等決算書を活用する者のニーズに対応した信用力のある」中小企業の会計をチェックするサービスの発展が重要であるとの指摘をした15年報告の方向性にも合致している。当該制度は平成18年度以降に導入される予定である。

#### （４）中小企業の会計」の適時・適切な改定

中小企業や関係者が継続的に中小企業の会計の質の向上に努めていくためには、中小企業が目指すべき「中小企業の会計」が常に明らかにされることが不可欠である。中小企業庁は、平成14年6月に「中小企業の会計」を策定して以降、15年報告において「中小企業の会計」の改定を行い、新たに「固定資産の減損に係る会計基準」の扱いについて記載を追加した。

## ２．税理士・公認会計士関連団体による取組み

### （１）日本税理士会連合会等

「中小企業の会計に関する研究会」における報告書公表後、日本税理士会連合会において「中小企業会計基準」（平成14年12月公表）が提示され、中小企業の会計の在り方について、より具体的・実務的な指針（「中小会社会計基準」）が明らかにされた。同連合会は、全会員税理士に対して、携行用の「中小会社会計基準」を配布して、顧客への積極的な啓発活動を行っている。

併せて、同連合会は「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」（以下「チェック・リスト」という。）を作成し、中小企業の計算書類をチェックする取組みの普及を行っている。具体例として、当該チェック・リストを活用した無担保融資の開発を金融機関に促しており、平成15年8月に取扱いが開始されて以来、平成16年9月時点で22金融機関23商品に広がっている。

また、各地の税理士会や税理士団体、個別の税理士事務所等においても、

「中小企業の会計基準」に準拠した財務会計システムを用いて税理士が企業の計算書類をチェックすることで、当該書類の精度を高め、迅速な融資審査を可能とする取組みを金融機関と提携して行っている。

## (2) 日本公認会計士協会等

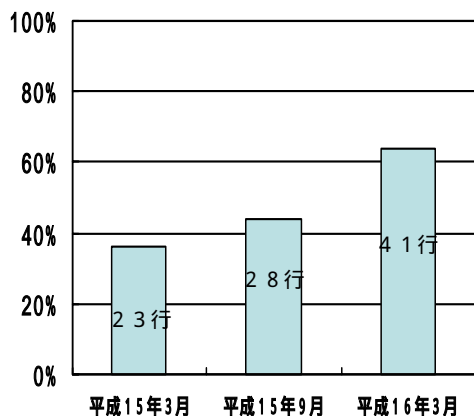
「中小企業の会計に関する研究会」における報告書公表後、日本公認会計士協会において「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(平成15年6月)が提示された。また、平成16年7月には「中小企業金融円滑化のための施策に向けての提言」が公表された。この中で、中小企業金融の円滑化に向け、中小企業の経営者並びに金融機関が活用することを期待して「企業の総合力評価チェックリスト」、「財務諸表の様式及び記載内容のチェックリスト」及び「勘定科目ごとの管理に係るチェックリスト」を、中小企業の経営者並びに金融機関における活用を期待して提供している。また、これらの周知を図るため、各地域会単位での研修会開催や地域金融機関への講師派遣を予定している。

## 3. 金融機関における取組み

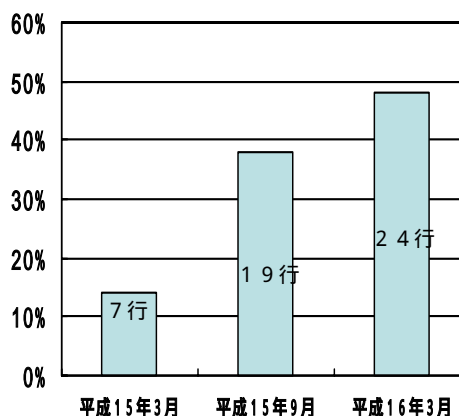
平成15年3月に金融庁より発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「中小企業庁において『中小企業会計のあり方』(平成14年6月)が取りまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みを期待する」との記述がなされ、各金融機関においても、中小企業の会計の質の向上を促すための取組みが求められている。

これを受け、各金融機関は平成15年度の実績を平成16年5月に金融庁に報告している。全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会がそれぞれ取りまとめた「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況」によると、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備を行った金融機関は、地方銀行64行のうち41行、第二地方銀行50行のうち24行、信用金庫306金庫のうち98金庫、信用組合159組合(全組合181組合から職域信用組合22組合を除いた数値)のうち14組合に拡大している。

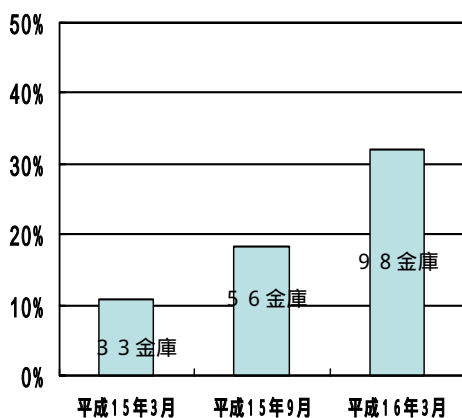
地方銀行 64 行の取組状況



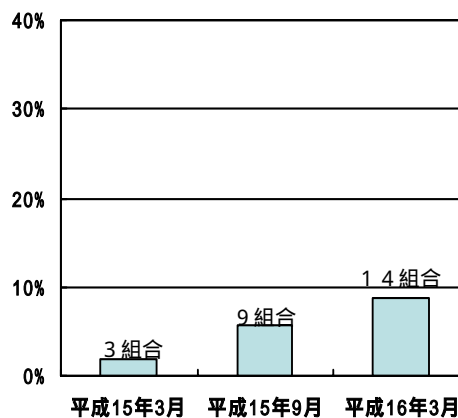
第二地方銀行 50 行の取組状況



信用金庫 306 金庫の取組状況



信用組合 159 組合の取組状況



このうち、先進的な取組事例として、以下のようなものがある。

#### チェック・リストを活用した事例

三井住友銀行は、日本税理士会連合会のチェック・リストを必要書類として提出を受けることで、従来商品の一部条件を緩和（債務超過でも審査対象・貸出期間を5年に延長・取扱手数料無料）した「クライアントサポートローン」の取扱いを平成15年8月から行っている。

書面添付及び会計専門家による定期的モニタリングにより信頼性を担保している例

東京三菱銀行は、TKC全国会と提携し、会員税理士の月次巡回監査、短期経営計画書策定、書面添付により信頼性がある程度確保された計算書類の提出を受けることで、金利を優遇する商品「TKC戦略経営者ローン」の取扱いを

平成12年10月から行っている。当該商品は、融資実績の拡大に伴い、商品構成として期間5年、金額5,000万円まで上限幅を広げている。TKC全国会と提携した同種の融資は、当行を含めて現在46金融機関で取扱われている。

また、あおぞら銀行では、ソフト会社弥生と提携した融資商品「ネットチャネル事業ローン」の取扱いを今年の8月から開始している。弥生が提携している会計事務所の関与を受けて会計ソフトに入力された企業の決算書類を、情報通信技術を通じてあおぞら銀行に送信ことにより、会計の質をある程度確保し、対面形式をとらずに迅速に融資審査を行えるのが特徴である。

専門家による関与及び情報通信技術を活用したデータ管理を活用してコベナントによるリスク管理を行っている事例

北海道銀行では、日本プロマイトと提携した融資商品「Do it (ドゥ イット)」の取扱いを今年の6月から開始している。所属税理士の関与により信頼性が確保された業績が情報通信技術を通じ、金融機関で月次管理できるものであり、債務超過であっても融資審査の対象となる。月次データ管理により、金融機関は企業の定期的モニタリング及びコベナントを活用した自動金利変更によるリスク管理が可能となっている。

## ．今後の取組みのあり方について

### 1．「中小企業の会計」に係る取組みの認知度等（中小企業の意識調査結果）

中小企業庁が平成16年2月に行った「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」（資料4-3）の結果によると、概要以下のとおり。

#### （1）「中小企業の会計」への認知度と知ったきっかけ

「中小企業の会計」について何らかの知っている企業は32.6%にとどまっており、いまだ周知の余地が残されていることがわかった。なお、これらの企業が「中小企業の会計」について知ったきっかけは、税理士を通じて知った企業が44.4%と最も高く、次いで新聞・雑誌を通じて知った企業が29.8%であった。

#### （2）「中小企業の会計」の活用について

また、今後の「中小企業の会計」の活用については、「当社の体制では対応できない」が6.4%、「金融機関の対応が変わるとは思えないので、活用しない」が7.5%と、消極的な意見はいずれも低い値を示し、「中小企業の会計」への関心が伺われる結果となった。具体的には、64.0%の企業が「財務状況を把握するため、今後の決算書の作成に活かしていきたい」との回答を選択しており、特に管理会計的な活用への関心の高さが浮き彫りとなった。なお、「資金調達力の強化のために活用したい」が29.6%、「取引先への信用力を強化するために活用したい」が23.3%と、中小企業におけるディスクロージャーの必要性についての意識も一定程度示された。

#### （3）財務分析が事業計画策定等に活用されない理由について

今後の課題としては、このような前向きな中小企業者による取組みをサポートする周辺環境の整備にあるものと思われる。即ち、上述のとおり、財務分析の重要性についての認識は高いものの、実際には財務分析を事業計画策定等に活用していない企業にその理由を聞いたところ、「分析等を行える人材が社内にはいない」（23.4%）、「分析等に人員を割く余裕がない」（19.4%）といった声があった。

#### （4）財務分析にあたっての第三者からサポートについて

こうした社内人材を補完する第三者からのアドバイスの活用実態については、税理士からアドバイスを受けている企業が55.9%、金融機関からが24.9%、公認会計士が24.1%、民間コンサルティング会社が13.0%であった。一方で、ヒアリングの中では、同じ資格者間でもコンサルティングに

対するスタンスや能力レベルに個人差が大きく、必ずしも十分なサービスが供給されている状況ではないことも指摘された。

#### (5) 決算書の作成・分析のために必要な取組みについて

こうした状況を踏まえ、決算書の作成、分析又は活用に当たって必要な取組みを尋ねたところ、「経営者自身が理解を深めること」(82.7%)、「役員クラスの理解を深めるための教育」(62.6%)等、経営者等の理解を深めるためのサポートが必要であることがわかった。具体的なサポートに対する主なニーズとしては、「経営者等へのセミナー」が42.2%、「経理担当者等への人材育成研修」が38.8%、「会計ソフト導入など経理業務のIT化支援施策」が37.7%、「金融機関による行内格付向上のための経営上のアドバイス」が36.1%であった。

#### (6) 会計をチェックするサービスへのニーズについて

会計の質の向上のための新たな工夫の一つである、第三者による決算書の評価するサービスについてのニーズを調査したところ、メリットが感じられないのでサービスを受けようとは思わない企業が半数強(58.6%)であったものの、「金融機関との関係で、信用力を向上するために受けたいと思う」と答えた企業も21.7%あり、一定の規模の潜在的市場の存在を示唆する結果となった。

#### (7) 情報開示に係る効果的なインセンティブについて

会計の質の向上を促進する上で重要となる金融機関によるインセンティブの付与について、具体的にどのようなメリットに魅力を感じるかを尋ねたところ、「金利の軽減」が76.5%と最も高かったものの、「与信枠の拡大」(56.2%)や「無担保」(50.7%)も同様に強いインセンティブとなることが示された。その他の数値としては、「審査期間の短縮」が35.6%、「第三者保証なし」が32.2%と次いだ。

## 2. 今後の取組み

### (1) 更なる普及啓発に向けた取組み

#### 会計専門家によるコンサルティング力の強化等

中小企業の会計の質の向上の重要性に関する理解をより多くの中小企業が共有するためには、冊子の配布だけでは不十分との指摘がある。税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所等の経営指導員、金融機関など、日常的に中小企業と接する機会を持つ者が、会計専門家としての意識と資質の向上を通

じて中小企業へのコンサルティング力の強化の重要性を強く意識し、個々の中小企業の実情に応じて適切な助言を行う取組みの更なる強化が肝要ではないか。

また、政府としても、アンケートの結果を踏まえれば、中小企業における会計への取組みのサポートの一環として、企業における人材教育等に係る政策的支援について、更なる強化が必要ではないか。

#### 会計の質を重視する取引慣行の醸成と関係者の拡大

中小企業の会計の質の向上は、一次的には金融機関等の情報ユーザーがメリットを享受するところ、質の向上に向けた企業の取組みがさらに進むためには、投融資や取引の現場においてそのようなメリットを企業に還元する（「中小企業の会計」に沿った計算書類の作成が利点となる場面をさらに増やす）ことが必要。このような効率的な会計普及のための望ましいインセンティブ構造を築くには、中小企業の側のみならず、中小企業に投融資を行い、あるいは取引を行う側においても「中小企業の会計」を重視する姿勢を明確にすることが望ましいのではないか。今後、そうした中小企業に関わる側への普及・啓発もまた重要ではないか。

#### 先駆的事例の普及・拡大や新しいプレイヤーの開拓

また、普及に当たっては、先駆的な事例の効果的な紹介や、信用保証協会等新たなプレイヤーの開拓、会計参与制度の導入にあたっての環境整備についても併せて検討が必要ではないか。

#### 会計参与制度導入に向けた準備

会計参与制度の導入に係る環境整備についての検討は、会計参与がどのような基準（計算書類作成に係る手続的な基準等）に沿って計算書類の作成を行うべきか、会計参与の権限や責任、リスクといった観点から、会計参与を担う公認会計士・税理士により実務的視点に基づき総合的になされるべきではないか。

#### 行動計画の策定

以上のような課題について着実な成果を上げるべく、具体的な行動計画を一元的に提供することにより、関係者相互の連携を促進してはどうか。

#### (2)「中小企業の会計」の適時・適切な見直し

経済環境の変化に応じて中小企業の実態や会計において求められるものは変化していくものであり、また、企業会計基準も随時見直しが行なわれていることから、中小企業の会計の質の向上における基礎的なインフラとなる「中小企業の会計」について、適宜見直し・改善を図っていくことが必要ではないか。

### (3) 国際会計基準における中小企業向け会計基準設定の動向への対応

中小企業向けの会計基準を作成する試みは国際的にも進められている。本年6月に開催された国際企業会計基準審議会（IASB）においては、中小企業向けの会計基準の策定に向けた検討の開始が宣言され、そもそもIASBは中小企業向けの基準を開発すべきか等、基本的な論点について各国から意見を募った（資料4-4）。中小企業庁からも、これに対して意見を提出したところである（資料4-5）。

こうした国際的な基準策定の動きに対し、今後、我が国では如何なる対応が必要か。また、ディスカッションペーパーにつき、追加的に意見すべき事項はあるか。